

訓子府町空き家バンク 登録手順

- 対象は、本町空き家に入居、定住を希望される方です。
- 登録の期間は5年間です。(更新可能です。)

◆利用したい(買いたい、借りたい)◆

訓子府町で住む家を探している、ホームページで気になる物件がある等、空き家バンクを利用したい人は利用希望者登録が必要です。次の手順に従ってお申し込みください。

1 登録

(1) 利用希望者登録

訓子府町空き家バンク利用希望者登録申込書(様式第6号)に必要事項をご記入の上、窓口(企画財政課)へ直接お持ちいただくか下記あてにお送りください。また、ホームページ等で紹介している物件で、希望があれば空き家情報管理番号を記入してください

(2) 利用希望者台帳への登録

(1)の利用希望登録申込書の内容を審査し、登録が適当であると認めたときは、利用希望者登録決定通知書(様式第7号)をお送りします。なお、登録事項に変更があった場合は変更届(様式第8号)、抹消したい場合は抹消届(様式第10号)が必要です。

2 空き家等の情報提供

(1) 希望物件がある場合・・・町が空き家登録者に連絡し、希望により詳細な情報、現地見学等調整します。

(2) 希望物件がない場合・・・ご希望に近い物件の登録がありましたら、お知らせします。

3 紹介、交渉、契約

(1) 該当物件の空き家登録者をご紹介します。

(2) 交渉、契約等は、当事者間で行っていただきます。

(3) 訓子府町では、空き家等の情報の紹介や連絡調整は行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う売買・賃貸に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

4 その他 ご不明な点やご相談がありましたら、企画財政課へご連絡ください。

問い合わせ先 訓子府町役場 企画財政課企画係 電話：0157-47-2115
FAX：0157-47-2600 メール：kikaku@town.kunneppu.hokkaido.jp